訪問看護ステーション ここの和 指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕事業運営規程

(事業の目的)

第1条 株式会社ここらくが設置する訪問看護ステーション ここの和(以下「事業所」という。)において実施する指定訪問看護 [指定介護予防訪問看護] 事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、指定訪問看護 [指定介護予防訪問看護]の円滑な運営管理を図るとともに、利用者の意思及び人格を尊重し、要介護状態(介護予防にあっては要支援状態)の利用者の立場に立った適切な指定訪問看護 [指定介護予防訪問看護]の提供を確保することを目的とする。

(指定訪問看護の運営の方針)

- 第2条 事業所が実施する事業は、利用者が要介護状態となった場合においても、可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるように配慮して、その療養生活を支援し、心身機能の維持回復を図るものとする。
- 2 利用者の要介護状態の軽減若しくは悪化の防止に資するよう、その療養上の目標を設定し、計画的に行うものとする。
- 3 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努める ものとする。
- 4 事業に当たっては、利用者の所在する市町村、居宅介護支援事業者、地域包括支援センター、保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めるものとする。
- 5 指定訪問看護の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、主治医及び居宅介護支援事業者へ情報の提供を行うものとする。
- 6 前5項のほか、「大阪市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例」(平成25年3月4日大阪市条例第26号)に定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。

(指定介護予防訪問看護運営の方針)

- 第3条 事業所が実施する事業は、利用者が要支援状態となった場合においても、可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるように配慮して、その療養生活を支援し、心身機能の維持回復を図るものとする。
- 2 利用者の介護予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行うものとする。
- 3 事業の実施に当たっては、利用者の心身機能、環境状況等を把握し、介護保険以外の代替サービスを利用する等効率性・柔軟性を考慮した上で、利用者の意思及び人格を尊重しながら、利用者のできることは利用者が行うことを基本としたサービス提供に努めるものとする。
- 4 事業の実施に当たっては、利用者の所在する市町村、居宅介護支援事業者、在宅介護支援センター、地域包括支援センター、他の居宅サービス事業者、保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めるものとする。
- 5 指定介護予防訪問看護の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な 指導を行うとともに、主治医及び地域包括支援センターへ情報の提供を行うものとする。
- 6 前5項のほか、「大阪市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例」(平成25年3月4日大阪市条例第31号)に定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。

(事業の運営)

第4条 指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕の提供に当たっては、事業所の看護師等に よってのみ行うものとし、第三者への委託は行わないものとする。 (事業所の名称等)

- 第5条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。
 - (1) 名 称 訪問看護ステーション ここの和
 - (2) 所在地 大阪市淀川区加島四丁目 17 番 16 号 コーポ加島 Part I B 棟 103 号室
 - (3) 分室所在地 大阪市淀川区十三東 3 丁目 15 番 31 号 サンファミリー 101 号室
 - ② 分室はもより駅利用通勤者の更衣室および加島から長距離移動が必要な際の休憩室として機能し、訪問調整や記録、請求業務等、利用者にかかる一切の運営管理は加島事業所で行うものとする。また、2地点は拠点間常時接続システムを使用し常に連絡が取れる状態におく。

(従業者の職種、員数及び職務の内容)

- 第6条 事業所における従業者の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする
 - (1) 管理者 看護師 1名(常勤職員、看護職員兼務)

管理者は、主治医の指示に基づき適切な指定訪問看護 [指定介護予防訪問看護] が行われるよう必要な管理及び従業者の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されている指定訪問看護 [指定介護予防訪問看護] の実施に関し、事業所の従業者に対し遵守すべき事項についての指揮命令を行う。

分所には、管理者を補佐する主任を1名配置するものとする。

(2) 看護職員 10名

看護師 9名(常勤 6名、うち1名管理者兼務、非常勤3名) 理学療法士 1名(常勤 1名)

看護職員は、主治医の指示による指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕計画に基づき指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕に当たる。

(3)事務員 2名(常勤 1名、非常勤 1名、常勤の1名は本社総務業務を兼ねる)

(営業日及び営業時間)

- 第7条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。
 - (1) 営業日 月曜日から金曜日までとする。 ただし、祝日、12月30日から1月3日までを除く。
 - (2) 営業時間 午前9時から午後5時までとする。
 - (3) サービス提供日 日曜日から土曜日までとする。
 - (4) サービス提供時間 日曜日から土曜日 午前9時から午後9時までとする。
 - (5) 上記の営業日、営業時間のほか、電話等により24時間常時連絡が可能な体制とする。

(指定訪問看護 [指定介護予防訪問看護] の内容)

- 第8条 事業所で行う指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕は、利用者の心身の機能の維持回復を図るよう妥当適切に行うことを目的として、次に掲げる事業を行う。
 - (1) 訪問看護計画書の作成及び利用者又はその家族への説明

利用者の希望、主治医の指示及び心身の状況を踏まえて、療養上の目標、当該目標を達成するための具体的なサービス内容を記載

(サービス内容の例)

- ① 病状・障害の観察
- ② 清拭・洗髪等による清潔の保持
- ③ 食事および排泄等日常生活の世話
- ④ 床ずれの予防・処置
- ⑤ リハビリテーション
- ⑥ ターミナルケア

- ⑦ 認知症患者の看護
- ⑧ 療養生活や介護方法の指導
- ⑨ カテーテル等の管理
- ⑩ その他医師の指示による医療処置
- (2) 訪問看護計画書に基づく指定訪問看護 [指定介護予防訪問看護]
- (3) 訪問看護報告書の作成

(指定訪問看護の利用料等)

第9条 指定訪問看護を提供した場合の利用料の額は、介護報酬 告示上の額とし、そのサービスが法定代理受領サービスであるときは、利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額の支払いを受けるものとする。

なお、法定代理受領以外の利用料については、「指定居宅サービスに要する費用の額の 算定に関する基準」(平成12年2月10日厚生省告示第19号)によるものとする。

2 指定介護予防訪問看護を提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額とし、そのサービスが法定代理受領サービスであるときは、利用料のうち各利用者の負担割合に 応じた額の支払いを受けるものとする。

なお、法定代理受領以外の利用料については、「指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準」(平成18年3月14日厚生省告示第127号)によるものとする。

- 3 次条に定める通常の事業の実施地域を越えて行う事業に要する交通費は、その実費を 徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は、次の額とする。
 - (1) 実施地域を越えてから片道3キロメートル未満 無料
 - (2) 実施地域を越えてから片道 3 キロメートル以上 200円
- 4 利用者又はその家族が、正当な理由がなく訪問看護の提供をキャンセルした場合は、キャンセルした時期に応じてキャンセル料を徴収する。
- 5 前4項の利用料等の支払を受けたときは、利用者又はその家族に対し、利用料とその他 の利用料(個別の費用ごとに区分)について記載した領収書を交付する。
- 6 指定訪問看護 [指定介護予防訪問看護] の提供に開始に際し、あらかじめ、利用者又は その家族に対し、利用料並びにその他の利用料の内容及び金額に関し事前に文書で説明 した上で、支払いに同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けることとする。

(通常の事業の実施地域)

第10条 通常の事業の実施地域は、大阪市淀川区、大阪市西淀川区、豊中市(大島町、千成町、庄本町、大黒町、島江町、庄内宝町、庄内栄町、庄内幸町、庄内東町、庄内西町、二葉町、三和町、日出町、豊南町、上津島、野田町、小曽根、穂積、稲津町、島江町、今在家町)、尼崎市(戸ノ内町、神崎町、西川、今福、杭瀬本町、杭瀬南新町、杭瀬北新町、杭瀬寺島、浜、次屋、常光寺、潮江、次屋、長洲東通、長洲本通、長洲西通、長洲中通、西長洲町、下坂部、小中島、東園田町、東大物町、昭和通、久々知、若王寺、上坂部、金楽寺町、額田町、善法寺町、高田町)の区域とする。

(衛生管理等)

第11条 看護師等の清潔の保持及び健康状態の管理を行うとともに、事業所の設備及び 備品等の衛生的な管理に努めるものとする。

(緊急時等における対応方法)

- 第12条 指定訪問看護[指定介護予防訪問看護]の提供を行っているときに利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、必要に応じて臨機応変の手当を行うとともに、 速やかに主治医に連絡を行い指示を求める等の必要な措置を講じるとともに管理者に報告する。主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な措置を講じるものとする。
- 2 利用者に対する指定訪問看護 [指定介護予防訪問看護] の提供により事故が発生した場

合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡すると ともに、必要な措置を講じるものとする。

3 利用者に対する指定訪問看護 [指定介護予防訪問看護] の提供により賠償すべき事故が 発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

(苦情処理)

- 第13条 指定訪問看護 [指定介護予防訪問看護] の提供に係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講じるものとする。
- 2 事業所は、提供した指定訪問看護 [指定介護予防訪問看護] に関し、法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 3 本事業所は、提供した指定訪問看護 [指定介護予防訪問看護] に係る利用者からの苦情 に関して国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会 から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものと する。

(個人情報の保護)

- 第14条 事業所は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生 労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガ イダンス」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。
- 2 事業者が得た利用者の個人情報については、事業者での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその代理人の了解を得るものとする。

(虐待防止に関する事項)

- 第15条 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとする。
 - (1) 虐待を防止するための従業者に対する研修の実施
 - (2) 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
 - (3) その他虐待防止のために必要な措置
- 2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者 (利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発 見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(緊急時等における対応方法)

第16条 看護師等は、訪問看護・介護予防訪問看護を実施中に、事故又は病状に急変等の 緊急事態が生じたときは 医療安全マニュアルに基づいてすみやかに主治医に連絡し指 示に従うとともに家族、担当の居宅介護支援事業者に連絡を行うものとする。

(非常災害時の対応)

- 第17条 事業所は非常災害時に備え、定期的に防災訓練を行う。
- 2 事業所はサービスの提供中に天災その他の災害等の事態が生じた場合、施設が定める 防災計画及び事業継続計画に基づき、利用者の避難など安全を確保するための必要か つ適切な措置を講じるものとする。
- 3 事業所は非常災害時の具体的な対応方法、避難経路及び関係機関との連携等を随時確認するものとする。

(ハラスメントの防止・対応)

第18条 事業所は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場における各種ハラス

メントを防止するために必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業所は、従業員が利用者、利用者の家族等からハラスメントを受け、相当と認められる場合や利用者、利用者の家族等が事業所の指示に従わない場合は、サービスの提供を制限することができるものとする。
- 3 事業所は、職場における従業員が上司もしくは同僚からハラスメントを受け、相当と 認められる場合や事業所の指示に従わず状況改善の見込みがない場合は、当該職員に対 してマニュアルに定められた通り厳正な処分を行うものとする。

(その他運営に関する留意事項)

- 第19条 事業所は、従業者の資質向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとし、 また、業務の執行体制についても検証、整備する。
 - (1) 採用時研修 採用後3ヵ月以内
 - (2)継続研修 法廷研修を含め年6回以上
- 2 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 事業所は、従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
- 4 事業所の従業者に、その同居の家族である利用者に対する指定訪問看護 [指定介護予防 訪問看護] の提供をさせないものとする。
- 5 事業所は、訪問看護に関する記録を整備し、当該サービスを提供した日から5年間保存するものとする。
- 6 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項と株式会社ここらくと事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

この規程は、令和3年1月1日から施行する。

附目

この規定は、令和5年1月1日から施行する

附則

この規定は、令和7年1月1日から施行する